

乙訓消防組合最低制限価格制度運用基準

1 制度適用の範囲

地方自治法施行令第167条の10第2項及び乙訓消防組合契約規則第20条の規定に基づき最低制限価格制度を適用する範囲は、次のとおりとする。

(1) 入札方式区分

- ア 一般競争入札
- イ 指名競争入札
- ウ その他特に準用すべきと認められるもの

(2) 調達区分

- ア 工事又は製造の請負で、設計額130万円超のもの
- イ 測量・建設コンサルタント等業務で、設計額50万円超のもの
- ウ その他特に準用すべきと認められるもの

2 最低制限価格

最低制限価格とは、予定価格の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。

3 最低制限価格の算出方法

最低制限価格の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 変動制最低制限価格

- ア 入札参加者が6者以上の場合は、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者の入札額の最高額及び最低額を除く全ての入札額の平均を求め、その額に一定の率を乗じて算出し、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- イ 入札参加者が5者以内の場合は、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者の全ての入札額の平均を求め、その額に一定の率を乗じて算出し、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 固定制最低制限価格

予定価格に一定の率を乗じて算出する。

4 最低制限価格の算出率

- (1) 変動制最低制限価格については、10分の9.2とする。
- (2) 固定制最低制限価格については、10分の7.5から10分の9.2の

間で、案件ごとに定める。

5 最低制限価格の選択

原則として変動制最低制限価格を採用するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、固定制最低制限価格を採用することができる。

6 落札者の決定

最低制限価格を下回る価格による入札を行った者は、入札を無効とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知する。

8 最低制限価格制度の対象外

最低制限価格の設定が不相当と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

9 その他

この運用基準に定めるもののほか、最低制限価格制度の運用に関し必要な事項は、案件ごとに定める。

附則

この基準は、令和7年5月1日から施行する。

経過措置

この基準は、施行日以降に入札公告等を行うものから適用し、同日前に入札公告等を行ったものには適用しない。